

大阪市発達障がい児専門療育機関業務  
委託(概算契約)(長期継続)にかかる  
受託法人募集要項

令和7年4月  
大阪市

事務局 : 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター  
相談課(発達障がい者支援グループ)

〒547-0026  
所在地 : 大阪市平野区喜連西 6-2-55  
大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター3階

電話 : 06-6797-6560

E-Mail : fa0034@city.osaka.lg.jp

## 1 事業名称

大阪市発達障がい児専門療育機関業務

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的と概要

発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第3条第2項及び第6条第1項の規定に基づき、大阪市内に居住する自閉スペクトラム症(自閉症、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム、広汎性発達障がいを含む)(以下「自閉スペクトラム症」という。)の児童が、それぞれの能力、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすことにより、社会の中で自立し自分らしく成長することができるよう、児童に対する個別的・専門的な療育を実施するとともに、保護者が、児童の特性を理解し、療育場面で身につけたことを日常生活の場に広げ育児を行うことができるよう、研修等を実施する。このため、これらの業務を担う発達障がい児専門療育機関(以下「専門療育機関」という。)を設置・運営する業務の受注を希望する法人を募集する。

### (2) 業務内容

- ア 児童の療育
  - イ 保護者の研修
  - ウ 療育プログラム検証資料の提供
  - エ サポートブックへの記載および作成支援
  - オ 発達ノートへの記載 等
- ※具体的な内容については別添仕様書のとおり

### (3) 事業実施方法

専門療育機関については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号。以下「基準」という。)に規定する児童発達支援に係る基準を満たしたうえで、さらに、これらの個別的・専門的な療育及び保護者研修等を実施するために必要な人員の配置及び設備等の充実を行うこと。

#### ア 対象児童及び保護者

大阪市内に居住し、医師が自閉スペクトラム症であると診断した児童、及びこれらの児童の保護者で、障がい児通所給付費の支給決定を受け、専門療育機関の利用を希望し本市に利用申込みをされた方。

#### イ 募集機関数

3機関

#### ウ 募集区域、定員

現在の設置状況、利用希望者数を勘案し、今回は次の各区域内に設置が可能な法人とする。

募集区域	定員	対象年齢
天王寺区、城東区、 鶴見区、東成区、生野区	60人	未就学児 学齢児
福島区、西区、北区、 中央区、浪速区、大正区	40人	未就学児 学齢児

此花区、港区、西淀川区	40人	未就学児
-------------	-----	------

※学齢児の受け入れ可能人数を応募書類に記載すること。

※学齢児の受け入れ人数については20名以内とすること。

※当該事業開始時における学齢児定員枠については、受注事業者における学齢児の受け入れ可能人数及び利用希望者数を勘案し、契約締結時に受注者と本市で協議のうえ決定する。

※また、次年度以降における学齢児定員枠については、利用希望者数等により変動する場合があるため、必要に応じて受注者と本市で協議のうえ決定する。

#### エ 開設時間帯等

原則、週5日以上開設すること。(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

開設日及び時間帯は、対象児童及び保護者が、利用しやすい曜日や時間設定を行うこと。(就学前の児童については、並行通園を前提として所属園の保育時間と重複することは差支えない。ただし、対象児童や保護者の状況に応じた曜日や時間帯に配慮して、可能な範囲で対応すること。)

緊急時の連絡については、開設時間外や休日(土・日・祝日)も連絡が取れるような体制を整備すること。

### (4) 受注事業者として果たすべき責務・運営にあたっての留意事項

#### ア 障がい者法定雇用率達成への取組

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務が課されていることから、応募段階で法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、誠実に履行すること。

#### イ 人権研修の実施

受注者は、従事者が基本的人権について正しい認識を持ち業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

#### ウ 個人情報の取扱い

事業の性質上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有化し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、あらかじめ利用者から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。

同一法人であっても個人情報が他の職員に自由に閲覧できないよう適切に管理すること。

個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、厳重に取り扱い、その保護に遺漏のないよう十分に留意するとともに、職員に周知徹底すること。

#### エ 職員の資質の向上

専門療育機関としての責務を果たせるように、職員に対する研修を実施することや、事業所外で実施される研修等を受講するなどし、自閉スペクトラム症の児童への対応や家族支援等について常に資質の向上に努めること。

オ 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、本事業が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

カ 障がい者虐待の防止

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であるという、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)についての理念にのっとり、業務を遂行すること。

キ 苦情処理体制の整備

- ・苦情処理にあたっては、対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。
- ・受注者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- ・業務履行中に利用者等から苦情があった場合は、受注者は速やかに事実確認を行うとともに、必要な措置を講じること。なお、その内容等は速やかに本市へ報告すること。

(5) 事業規模(契約上限額)

本市は、当該事業に係る経費として、ア 基本業務(児童の療育・保護者研修)にある委託料を支払うが、専門療育機関は、事業実施前にあらかじめ児童福祉法第 21 条の 5 の 2 第 1 号に定める児童発達支援に係る指定通所支援の事業を実施する事業者として本市の指定を受け、児童の療育については、指定障がい児通所支援による収入(障がい児通所給付費および利用者負担収入)を得ることとし、見込まれる収入額を控除した額を業務委託料として設定している。

業務委託料の 1 か年当たりの金額は下記を予定しているが、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算の削減又は削除があった場合には、発注者は、この契約(一部含む。)を変更し、又は解除することができる。(各年度予算が変更された場合は、受注者と協議の上、契約の一部を変更して契約を締結する場合がある。)

ア 基本業務(児童の療育・保護者研修)

① 受入人数 40 名

(単位：円/年)

定員 (40 名)	児童の療育 (一人あたり)	保護者研修 (一人あたり)	必要経費(人件費,物件費) A	事業費収入 B	委託料額 A - B
令和7年度 (9月~3月末)	10 回	4~5 回	10,500,000	5,250,000	<b>5,250,000</b>
令和8、9年度	20 回	8~10 回	18,000,000	9,000,000	<b>9,000,000</b>
令和 10 年度 (4月~8月末)	10 回	4~5 回	7,500,000	3,750,000	<b>3,750,000</b>

② 受入人数 60 名

(単位：円／年)

定員 (60 名)	児童の療育 (一人あたり)	保護者研修 (一人あたり)	必要経費 (人件費,物件費) A	事業費収入 B	委託料額 A - B
令和7年度 (9月～3月末)	10 回	4～5 回	14,600,000	7,600,000	<b>7,000,000</b>
令和8、9年度	20 回	8～10 回	25,000,000	13,000,000	<b>12,000,000</b>
令和 10 年度 (4月～8月末)	10 回	4～5 回	10,400,000	5,400,000	<b>5,000,000</b>

※事業費収入は、児童福祉法に基づく法定給付である障がい児通所給付費を見込んでいる。

※本事業は、第二種社会福祉事業に該当するため消費税非課税となる。

※新規事業者が選定された場合は、初年度開設準備業務(受入れ体制の整備等)費用を別途契約にて支払う。

イ 学齢児受入れ加算

学齢児(放課後等デイサービス)を受入れる場合に、未就学児(児童発達支援)との法定給付費との差分を考慮し、1人単位で加算を行う。

\*児童1人当たりの加算額 70,000 円／人 [児童の療育 20 回]

\*児童1人当たりの加算額 35,000 円／人 [児童の療育 10 回]

ウ 地域支援加算

児童発達支援および放課後等デイサービスの指定を受けている事業者で本事業を受注する際、児童発達支援センターとの法定給付費との差分を考慮し、未就学児、学齢児それぞれ1人単位で加算を行う。

\*児童1人当たりの加算額 40,000 円／人 [児童の療育 20 回]

\*児童1人当たりの加算額 20,000 円／人 [児童の療育 10 回]

(6) 履行期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで

(7) 設置場所

本市が指定する区域内において専門療育機関を設置すること。

(8) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の経費を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)の規定に基づき、委託契約を締結する。契約

内容は本市と協議のうえ、仕様書及び、企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。その際、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

また、受注者決定後、契約締結までに、受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、受注決定は無効とする。

選定後の受注の辞退は原則として認めない。また、受注の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

## (2) 委託料の支払い

会計年度(各年4月1日から翌年3月31日まで)ごとに受注者からの請求により支払う。なお、前述の概算払に関する特約条項第1条第2項に定める予定の支払い限度額を上限額とし、支払い方法は、業務の実情を考慮し、四半期ごとの概算払いを予定している。

また、「2(5)のア 基本業務(児童の療育・保護者研修)」の業務委託料額積算時の事業費収入額は想定であり、年度末の精算時は実際の収入額を計上のうえ、報告すること。

正当な理由なく予定していた回数が実施できなかった場合は、後記「(3)委託料の減額」のとおり業務委託料の減額を行うため、精算時に差額を戻入すること。

## (3) 委託料の減額

療育実施回数において、正当な理由なく、児童の療育及び保護者の研修の回数が、本市の定める回数に満たなかった場合は、以下のとおり業務委託料の減額を行う。

### ア 児童の療育 (児童1人1回につき減額する金額)

定員	減額する金額
40名	4,000円
60名	3,500円

### イ 保護者の研修 (研修1回につき減額する金額)

定員	減額する金額
40名	30,000円
60名	40,000円

### ※「正当な理由」について

- 療育利用中の児童や保護者の市外転居や病気等による利用者側の理由により、療育利用継続が困難な状況になった場合でかつ残りの療育回数を利用できる対象者の決定が困難と判断される場合。
- 療育利用中の児童や保護者の急病等により、利用予定当日までに欠席の連絡があり、保護者との日程調整が困難なため、振替等の対応を行うことができない場合でかつ療育実施に代わる内容の対応を行った場合(電話等により状況確認・助言、資料提示等)。
- その他これらに類似する場合であって、受注者と協議のうえ、本市が受注者の責に帰さないと判断した場合。
- これらの事由に該当する利用者が発生した場合は、必ず経過記録を作成し、本市が求めた際に提示できるようにしておくこと。

#### (4) 契約書案

別紙参照

※契約締結時は印鑑証明書(法人が登録している印鑑で発行日より3月以内のもの)を添付すること。

#### (5) 再委託の禁止及び公表

ア 大阪市発達障がい児専門療育機関業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 「2業務内容に関する事項(2)業務内容 ア～オ」の業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの軽微な業務の再委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容及び再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき又はコンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を大阪市発達障がい児専門療育機関業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 4 応募資格

次の要件をすべて満たす必要がある。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 児童福祉法に基づき、本市が募集する区域において児童発達支援事業所(児童発達支援センターを含む。また、学齢児の受け入れを行う場合は、放課後等デイサービス事業所)の指定を本市から受けている事業者。なお、指定を受けていない場合は、事業開始までに指定を受けることができる事業者とする。  
ただし、指定を受けていない事業者については、すでに募集区域外での運営経験がある、もしくは児童発達支援事業所での勤務経験者を当事業の療育従事者に配置できるなど、児童発達支援事業所の運営に関する経験がある事業者とする。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱

別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(5) 令和7. 8. 9年度本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において、大阪市競争参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(6) 令和7. 8. 9年度本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、参加申請時において、引き続いて1年以上営業等をおこなっており、かつ、納税義務者にあつては、納期限に到達している法人税、消費税及び地方消費税、法人市府民税及び固定資産税を完納していること。

## 5 スケジュール

公募開始	令和7年4月 3日 (木)
質問受付締切	令和7年4月 11日 (金)
質問事項回答(ホームページ掲載)	令和7年4月 16日 (水)
参加申請締切	令和7年4月 18日 (金)
参加資格決定通知	令和7年4月 22日 (火)
企画提案書の提出締切	令和7年5月 9日 (金)
選定会議	令和7年6月 4日 (水)
選定結果通知	令和7年6月 6日 (金)
契約締結・業務開始	令和7年9月 1日 (月)
業務完了	令和10年8月 31日 (木)

## 6 応募手続きに関する事項

### (1) 参加申請手続及び参加資格決定通知

#### ア 受付期間

令和7年4月3日(木)から令和7年4月18日(金)の平日午前9時30分から午後5時まで(ただし、午後0時15分から午後1時までを除く)

#### イ 提出書類

様式1 公募型企画プロポーザル参加申請書

様式2 誓約書

様式3 開設準備状況(応募時点で指定を受けていない事業主のみ提出が必要)

(添付資料)

資料1 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(発行日から3か月以内のもの)

資料2 応募参加時点において、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所(児童発達支援センターを含む。また、学齢の受け入れを行う場合は、放課後等デイサービス事業所)の指定を本市から受け、運営していることが分かる書類(コピー)。

※応募時点で指定を受けていない場合は、様式3 開設準備状況 を提出すること。大阪市へ提出した指定申請書がある場合は、その写しを様式3とともに提出すること。

資料3 法人税・消費税及び地方消費税に未納の税額がない証明書

(税務署発行、その3の3納税証明書)、

法人市府民税・固定資産税の納税証明書(市税事務所または府税事務所発行)

※過去6か月以内に発行されたものであること。非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」(様式任意)を提出すること。

ウ 提出場所

次の場所に必ず持参により提出すること（送付等は受け付けない。）。

【提出場所】

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課（発達障がい者支援グループ）  
（下記8その他(2)提出先、問い合わせ先）

エ 参加資格決定通知

令和7年4月22日（火）に大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課（発達障がい者支援グループ）より通知する。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和7年4月3日（木）から令和7年4月11日（金）の午前9時30分から午後5時まで

イ 提出方法

「質問票」に記載し、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課(下記8その他(2)提出先、問合せ先)まで電子メールにより提出し、必ず、担当者まで電話連絡を行うこと。

ウ 回答

令和7年4月16日（水）までに大阪市ホームページ上に掲載する。

※ただし質問がない場合は掲載しない。

(3) 企画提案書の提出

ア 受付期間

令和7年4月23日（水）から令和7年5月9日（金）の平日午前9時30分から午後5時まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）

イ 提出書類

提出書類はA4版とし、「大阪市発達障がい児専門療育機関業務委託（概算契約）（長期継続）にかかる応募書類」（以下「応募書類」という。）のとおりとする。

ウ 提出部数

正本1部、副本5部（複写可）

※応募書類の作成については、大阪市プロポーザル方式ガイドラインの規定に基づき、匿名性を確保し、より客観的かつ公正な審査とするため、選定資料となる副本は、応募事業者が推定できる内容(事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等)には必ず黒塗りのマスキング処理(匿名化)を行うこと。

エ 提出場所

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課（発達障がい者支援グループ）  
（下記8その他(2)提出先、問合せ先）

オ 提出方法

必ず持参により提出すること。送付等での提出は不可とする。

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定方法

ア 本企画提案審査については、大阪市発達障がい児専門療育機関業務委託に係る委託法人選定会議(以下「選定会議」という。)を行い、業務委託に適すると認められた法人を受注候補者として選定する。選定会議での選定結果をもとに、市内部の決定手続を経て、受注予定法人を決定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 複数の事業者や、新規事業者の参加があるなど、企画提案書による審査が困難な場合に限り、事業者によるプレゼンテーションを実施するものとし、実施する場合は、開催日時、開催場所、内容・方法について、企画提案書の提出期間後に事業者に通知する。

エ 審査の結果、評価点数が最も高い事業者が複数いる場合は、(2)選定基準の評価項目中の「専門療育機関事業計画」の得点が高い方を受注候補者として選定し、本項目の評価点も同点の場合は選定委員の合議により受注候補者を選定する。

ただし、合計点数が満点の6割に満たない場合は、適切な法人とは認められず、委託候補として選定しないこととする。

また、選定委員の一人以上に評価点数が60点未満の採点があった場合は、選定委員の合議により適否を判断し、評価項目「専門療育機関事業計画」の選定委員ごとの評価点数が一人以上に配点の6割に満たない採点があった場合においても、選定委員の合議により適否を判断する。

### (2) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

なお、応募法人が、自閉スペクトラム症の児童を対象とした個別的・専門的な療育の実施実績を有する場合は、当該実績の内容、評価結果を(自己評価のほか、利用者による評価、学識経験者その他第三者による評価を有する場合は併せて)評価材料に加える。

	評価項目	配点
法人に関する事項	法人に安定した事業運営を行う能力がある ・ 運営基盤 ・ 障がい者福祉に関する事業実績 ・ 費用精算内容の妥当性、経営の健全性・安定性	15

専門療育機関事業計画	実効性のある適切な事業計画が立てられている <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針</li> <li>・ 機関の設置運営形態・職員配置</li> <li>・ アセスメント</li> <li>・ 児童発達支援計画の作成</li> <li>・ 児童の療育</li> <li>・ 保護者への指導・助言(療育時)</li> <li>・ 関係機関や保育、教育、医療機関等地域との連携</li> <li>・ 職員の資質向上</li> <li>・ 保護者への研修</li> </ul>	75
自閉スペクトラム症 の療育実績	令和4～令和6年度における実績 療育の実施内容の評価、学識経験者、その他第三者 による評価等	10
合計		100

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- カ 募集要項に違反又は著しく逸脱している場合。
- キ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合。
- ク その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・事業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。  
（ただし、「大阪市情報公開条例」に基づく公開の場合を除く。）
- オ 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があるが、提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。
- カ 応募参加後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

- キ 選定後の受注の辞退は原則として認めない。また、受注の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- ク 受注予定法人の事情により業務の実施が出来なくなった場合、準備のために支出した費用等について本市は補償しない。
- ケ 2(6)に定める履行期間に次期の受注者(以下「新受注者」という。)が決まった場合、受注者は円滑に次期事業を開始できるように、新受注者に対し必要な引継ぎを行うこと。  
なお、契約期間の途中における契約解除等により業務引継ぎが発生する場合でも受注者は誠実に引継ぎ等を行うこと。

## (2) 提出先、問合せ先

〒547-0026 大阪市平野区喜連西6丁目2-55

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター3階

電話 : 06-6797-6560

E-Mail : fa0034@city.osaka.lg.jp

担当 : 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課  
(発達障がい者支援グループ)